

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年5月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	8件
国民年金関係	5件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600026号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600037号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を41万2,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月9日

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、41万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該

期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500695 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600038 号

第 1 結論

請求者のA社における平成22年10月1日から平成23年9月1日までの期間における標準報酬月額を17万円から18万円に訂正することが必要である。

平成22年10月から平成23年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年10月から平成23年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成27年8月1日から同年9月1日までの期間における標準報酬月額を20万円から24万円に訂正することが必要である。

平成27年8月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者のA社における平成23年12月1日の標準賞与額を27万円に訂正することが必要である。

平成23年12月1日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成25年12月10日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成25年12月10日について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 62 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 1 日まで
② 平成 23 年 12 月
③ 平成 25 年 12 月 10 日

請求期間①について、A社から実際に支給された給与額と相違する標準報酬月額が記録されている。また、請求期間②及び③について、同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録がない。明細書等を提出するので、請求期間①から③について年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及びB市から提出された 24 年度給与支払報告書により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（17 万円）を超える報酬月額（18 万円）の支払いを受け、平成 22 年 10 月から平成 23 年 7 月までは 18 万円、平成 23 年 8 月は 19 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の標準報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書及び給与支払報告書において認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額により 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成 27 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からも回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

請求期間①のうち、平成 25 年 8 月 1 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間については、本件請求日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であり、請求者のオンライン記録の標準報酬月額は、平成 25 年 8 月は 19 万円、平成 25 年 9 月から平成 27 年 8 月までは 20 万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の改定の基礎となる平成 27 年 5 月から同年 7 月までは 24 万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われたことが確認できることから、請求者のA社における平成 27 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

一方、請求期間①のうち、平成 25 年 8 月 1 日から平成 27 年 8 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の定時決定の基礎となる期間について、オンライン記録と同額の標準報酬

月額に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われたことが確認できる上、継続した3か月間の報酬の平均月額に見合う標準報酬月額の等級が2等級以上変動した場合に適用となる随時改定に相当する額に変更がないことから、記録の訂正は認められない。

また、請求期間①のうち、平成23年9月1日から平成25年8月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、厚生年金保険料控除額又は標準報酬月額的基础となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、厚生年金保険の記録により確認できる請求者の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書及びB市から提出された平成24年度給与支払報告書により、請求者が事業主から当該期間に係る賞与(27万円)を支給され、当該賞与額に相当する標準賞与額(27万円)に基づく厚生年金保険料を上回る厚生年金保険料(2万2,158円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の標準賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、上述の請求者から提出された賞与明細書及びB市から提出された平成24年度給与支払報告書において認められる厚生年金保険料控除額及び賞与額により27万円とすることが必要である。

また、請求期間②に係る賞与の支給日については、これを確認できる資料がないことから、平成23年12月1日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成27年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からも回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を年金事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間③については、本件請求日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であり、当該期間に係る標準賞与額は記録されていない。しかし、請求者から提出された賞与明細書及びB市から提出された平成26年度給与支払報告書によると、請求者がA社から当該期間に係る賞与(25万円)を支給されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間③に係る標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500279号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600039号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における労働者年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和17年6月1日、喪失年月日を昭和18年4月17日に訂正し、昭和17年6月から昭和18年3月までの標準報酬月額を150円とすることが必要である。

昭和17年6月1日から昭和18年4月17日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和17年6月1日から昭和18年4月17日まで
② 昭和26年7月頃

請求期間①について、年金事務所より、訂正請求記録の対象者の年金記録の可能性のある新たな記録が見つかったと知らされたものの、申し出た事業所名が年金事務所においては認められず、追加できないとされているところ、訂正請求記録の対象者が生前に、大きな工場で、C業務をしていた話を思い出した。

また、請求期間②について、訂正請求記録の対象者の二女が誕生した頃であり、戸籍謄本によれば、出生地は、D業務の住宅の住所地であるので、厚生年金保険の記録があるはずである。

請求期間①及び②を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）により、訂正請求記録の対象者と同姓同名（漢字は異なる。）、かつ生年月日が同日の基礎年金番号に統合されていないA社（資格取得日は昭和17年1月1日、資格喪失日は昭和18年4月17日）に係る労働者年金保険被保険者記録が確認できる。

また、オンライン記録により、請求期間①及びその後の期間にA社において、労働者年金保険被保険者記録又は厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に対して、訂正請求記録の対象者及び訂正請求記録の対象者が話していたC業務について照会したところ、訂正請求記録の対象者及び訂正請求記録の対象者の出身地（E県F郡）を記憶し、C業務をしていたと陳述する者がおり、当該出身地は、当時の訂正請求記録の対象者の本籍地と一致していること、また、C業務についても記憶していると回答する者がいることから、期間を特定することはできないものの、訂正請求記録の対象者が同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、訂正請求記録の対象者の労働者年金保険被保険者記録であると認められ、事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和17年1月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、昭和18年4月17日に被保険者資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったことが認められる。

なお、A社における労働者年金保険被保険者資格の取得年月日については、被保険者名簿及び旧台帳において、昭和17年1月1日と記載されているが、昭和17年1月1日から同年5月31日までの期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の準備期間であり、労働者年金保険被保険者として保険料の徴収は行われておらず、年金額の計算の基礎とならない期間となることから、訂正請求記録の対象者の同社における労働者年金保険被保険者資格取得年月日は昭和17年6月1日、資格喪失年月日は昭和18年4月17日とすることが妥当である。

また、昭和17年6月から昭和18年3月までの標準報酬月額については、被保険者名簿及び旧台帳の記録から、150円とすることが必要である。

請求期間②について、請求者は、戸籍謄本に記載されている二女の出生の住所地がD業務関係の住宅のあったところであり、訂正請求記録の対象者がD業務をして働いていたとして、年金記録の訂正請求をしている。

しかしながら、請求者は、請求期間②について、夫である訂正請求記録の対象者がD業務をして働いていたとする事業所名の記憶はない上、当時の同僚等の氏名も記憶しておらず、これらの者から訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することもできない。

また、戸籍謄本に記載されている二女の出生の住所地にD業務関係の住宅があったか否かについては、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500841 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600041 号

第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成 16 年 12 月 15 日は 35 万円、平成 17 年 7 月 15 日は 36 万円、平成 17 年 12 月 16 日は 38 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 15 日、平成 17 年 7 月 15 日及び平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 12 月 15 日、平成 17 年 7 月 15 日及び平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成 16 年 12 月 15 日
②平成 17 年 7 月 15 日
③平成 17 年 12 月 16 日

請求期間について、A社から賞与の支給があったが年金記録に反映されていないので訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された取引履歴調査結果（流動性預金）及び複数の同僚の支給明細票により、請求者がA社から当該期間に係る賞与（請求期間①は 35 万円、請求期間②は 36 万 500 円、請求期間③は 38 万 7,288 円）を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額（請求期間①は 35 万円、請求期間②は 36 万円、請求期間③は 38 万 7,000 円）に見合う厚生年金保険料（請求期間①は 2 万 4,384

円、請求期間②は2万5,081円、請求期間③は2万7,647円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の取引履歴調査結果(流動性預金)及び支給明細票から推認できる厚生年金保険料控除額により、請求期間①は35万円、請求期間②は36万円、請求期間③は38万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求に係る届出を行っておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500713号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600042号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月1日は12万4,000円、平成19年12月28日は10万3,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月1日及び平成19年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月1日及び平成19年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年12月

請求期間について、A社から賞与を支給されていたが、年金記録となっていないので、当該期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者の平成18年及び平成19年給料台帳により、請求者はA社から、請求期間①は13万円、請求期間②は11万円の賞与の支給を受け、請求期間①は12万4,000円、請求期間②は10万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の給料

台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は12万4,000円、請求期間②は10万3,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支給日について、請求期間①は、これを確認できる資料がないことから平成18年12月1日とし、請求期間②は、平成19年給料台帳により平成19年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、平成18年12月1日及び平成19年12月28日の請求者の賞与に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成18年12月1日及び平成19年12月28日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500711 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600004 号

第 1 結論

昭和 61 年 7 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料の納付記録を訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 29 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 61 年 7 月から昭和 62 年 3 月まで

請求期間のうち、昭和 61 年 7 月から同年 12 月までの保険料は、免除された後に追納された記録とされており、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、免除された記録とされている。当家は何代も前から A 市に住んでおり、市職員にも知り合いが多いため、免除申請をするはずがない。私の年金記録を見ても、請求期間以外の保険料は全て納付されており、資力もあったことから、請求期間の保険料のみ納付することが経済的に難しい状況であったとは考えられず、免除申請をしたとされていること、仮に免除申請をしたとしても、それが承認されていることは不自然である。

私は、商売を営んでいたため、保険料については、納付期限を過ぎて納付したこともあったし、数か月分をまとめて納付したこともあった。しかし、納付義務のある保険料や税金などは、遅れて納付することはあっても、きちんと納付しており、請求期間の保険料についても、免除申請や追納によることなく、妻が、通常の納付方法により納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は、9 か月と短期間であり、請求者及び請求者に係る保険料を納付していたとする妻は、請求期間以外の国民年金の加入期間において、保険料の未納はなく、請求者及びその妻の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿（台帳管理簿）及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 4 月頃に払い出されたものと推認されることから、この頃に請求者の国民年金の加入手続が行われ、その際に、昭和 55 年 3 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

以後、請求者は、請求期間について継続して国民年金に加入していることから、保険料の免除申請が行われていなければ、妻は、現年度保険料又は過年度保険料として納付する方法を利用して請求者に係る請求期間の保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、請求期間当時の保険料の免除制度について、被保険者が保険料の免除申請を行った際に免除が承認される期間の始期は、申請のあった日の属する月前における直近の基準月からとされ、終期は、申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとされていたところ、請求者に係る請求期間の保険料の免除申請については、オンライン記録では昭和 61 年 10 月頃に行われたこととされており、当該免除申請によって保険料の免除が承認された期間は、直近の基準月に当たる昭和 61 年 7 月（請求期間の始期）から昭和 62 年 3 月まで（請求期間の終期）とされていたことが確認でき、この請求期間の免除に関する事務処理は、制度上の取扱いとも一致し、不自然さは見当たらない。

また、A市の昭和 61 年度分の検認状況表（昭和 62 年 5 月作成）によると、請求期間の保険料については、オンライン記録と同様、免除と記録されているところ、請求期間前後数年度間の同市の検認状況表を見ると、i) 各年度における請求者の国民年金手帳記号番号、性別、生年月日及び氏名の記載内容に誤りはないため、他人の記録が混在する可能性は低いものとみられること、ii) 一の年度が終了した後、速やかに検認状況の集計を作成し、当時、定期的に作成されていたものが保管されていること、iii) 請求者のみならず、他の被保険者についても併せて作成されているため、特定の被保険者の特定期間のみに突然の事務処理誤りが生じる可能性は低い作成、集計方法であったものとみられること、iv) 請求者に係るオンライン記録において、過年度保険料として納付されている期間は、検認状況表において、現年度保険料として納付されていない期間と一致しているため、オンライン記録との整合性もあることを踏まえると、請求期間前後数年度間の検認状況表は、当時、適切に作成されていたものであり、ほかに請求者及びその妻が主張する通常の納付方法で納付した保険料が免除と記録される誤りが生じていたことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。このため、請求者の免除申請に係る直接的な書類は保管されていないものの、請求期間当時に免除申請が行われたことにより、その結果、直後に作成された昭和 61 年度分の検認状況表に、請求期間の保険料を免除と記録する一連の事務処理が行われたと推察しても不自然ではない。

さらに、オンライン記録及びA市の検認状況表によると、請求者及びその妻に関する請求期間前後数年度間の保険料については、納付日が全て夫婦同一であることが確認できるところ、妻も昭和 61 年度については、昭和 61 年 7 月から昭和 62 年 3 月までの保険料は免除が承認され、このうち、昭和 61 年 7 月から同年 12 月までの保険料は追納されていることから、請求者及びその妻が主張している通常の納付方法で保険料が納付されていたと推認できる事情を妻の納付記録から導き出すこともできない。

加えて、請求期間のうち、昭和 61 年 7 月から同年 12 月までの保険料について

は、オンライン記録において、昭和 62 年 8 月に追納により遡って納付されているところ、請求期間の保険料については、上述のとおり、免除されているため、制度上、追納制度を利用して保険料を納付することとなることから、当該期間の保険料が追納により納付されていることに不自然さはなく、当該期間に引き続く、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、追納により納付されなかったため、免除のままとされているものとみられる。

このほか、請求者は、請求期間当時、生活状況に変化はなく、資力もあり保険料を納付することが経済的に難しい状況であったとは考えられないとしているものの、請求期間の前後において、請求者及びその妻の保険料の納付周期には大きな変化が見受けられるほか、保険料の免除は、前年度の所得が低い場合だけでなく、前年度の所得状況と申請時の所得状況が著しく異なる場合や、その他特別の事情があり、保険料を納付することが著しく困難であると認められる場合も免除が承認されることがあり得ることから、請求者の陳述のみをもって請求期間の保険料が免除されていなかったと推認することはできない。

その上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、妻が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間の国民年金保険料の納付記録を訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500723 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600005 号

第 1 結論

昭和 47 年 9 月から平成 3 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 21 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 47 年 9 月から平成 3 年 11 月まで

私は、国民年金の加入手続について何も覚えていない。請求期間の保険料については、A 市 B 区 C 町に居住していた頃は私が、同区 D 町に居住していた頃は私か母親のどちらかが、いずれも自宅に来た集金人に、それまで未納であった分をまとめて何回かで納付したことを覚えている。私は、何万円かの保険料を納付した記憶があり、母親からも私が留守中に何万円かの保険料を代わりに納付してくれたとの話を聞いたことを覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、自宅に来た集金人に保険料を納付した旨の陳述をしているところ、A 市では、請求期間の一部については、集金人による保険料徴収が行われており、当時の取扱いと一致している。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続について、何も覚えていないとしており、納付したとする保険料について、具体的な納付時期、納付回数、納付対象期間及び納付金額に関する記憶は必ずしも明確ではないほか、代わりに保険料を納付してくれたことがあったとする母親は既に亡くなっていることから、請求者の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 5 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、請求者の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 41 年 10 月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる（後に厚生年金保険に係る記録整備のため、昭和 42 年 1 月の資格喪失、昭和 44 年 3 月の資格取得を追加する事務処理が行われてい

る。)。このため、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、請求者及び母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上述の加入手続時期（平成7年5月頃）において、請求期間の保険料については、既に2年の時効が成立しており、請求者及び母親が遡って保険料を納付することもできなかったものとみられる。

加えて、紙台帳検索システムによると、請求者が居住していたA市において、請求者に係る国民年金の加入手続が行われ、国民年金被保険者名簿等が作成されていた形跡は確認できない。

このほか、請求者及び母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500758 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600006 号

第 1 結論

昭和 59 年*月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 39 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 59 年*月から昭和 62 年 3 月まで

私の国民年金については、A 市役所から国民年金の通知が届いたので、父親が昭和 59 年*月頃に同市役所 B 支所で加入手続を行ってくれた。保険料についても父親が、納付書により、家族の分と一緒に同市役所 B 支所、又は金融機関で納付してくれていた。私は、請求期間当時、大学生であったが、同様に学生であった弟は、20 歳から就職するまで保険料が納付済みとされており、自分の分だけ納付記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る請求期間の保険料を納付していたとする父親は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間において保険料を全て納付しており、父親の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、請求者と同様に父親が保険料を納付していたとする弟は、20 歳から国民年金に任意加入しており、加入期間の保険料は全て納付されている。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親については、病氣療養中のため当時の状況を聴取することはできないとしており、母親に聴取しても、請求者に係る加入手続及び保険料納付について、具体的な陳述は得られず、請求者の加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録及び C 市の国民年金被保険者名簿における請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等から、婚姻後の平成元年 7 月頃に、同市において払い出されたものと推認され、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請

求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、平成元年4月に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、父親が請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、父親が国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料は家族の分と一緒に納付し、請求者と同様に学生であった弟の保険料も、20歳(平成元年*月)から就職するまで父親が納付していた旨陳述しているところ、i) 両親については、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、父親は昭和37年10月頃に、母親は昭和36年4月頃に、それぞれ加入手続が行われ、請求期間において継続して国民年金に加入し、保険料が納付されていること、ii) 弟については、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、平成元年*月頃に加入手続が行われ、平成2年3月まで継続して国民年金に加入し、保険料が納付されていることが確認できる。しかし、請求者については、上述のとおり、請求期間において国民年金に未加入であり、加入手続が行われていた両親及び弟とは状況が異なり、両親及び弟の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る保険料が納付されていたとは推認することはできない。

加えて、紙台帳検索システムによると、請求者が居住していたA市において、請求者に係る国民年金の加入手続が行われ、国民年金被保険者名簿等が作成されていた形跡は確認できない上、父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500774 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600007 号

第 1 結論

昭和 44 年*月から昭和 52 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 24 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 44 年*月から昭和 52 年 3 月まで

私は、就職が思うにまかせなかったため、妹に勧められて 20 歳になる前（昭和 44 年*月頃）に国民年金に加入した。加入手続は妹がしてくれ、その際、オレンジ色の年金手帳が交付された。

国民年金は 40 年きっちり納めると老後の備えになることや、もし障害を負ったときには障害年金により生活が守られる必要不可欠なものとして認識し、仕事が安定せず収入がないときは、妹に助けってもらって納付していた。

保険料は、毎月、自宅で集金人に納付していたが、その後、集金人が退職されると言われたので、銀行引き落としで納付した。

領収書は 10 年を過ぎたので引っ越しのときに全て処分したが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金加入期間において請求期間を除き保険料の未納はなく、保険料納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者の国民年金加入手続を行ったとする請求者の妹は、請求者が 20 歳に到達する前の昭和 44 年*月頃に請求者の国民年金加入手続を行い、その加入手続の際にオレンジ色の年金手帳が交付されたとしているところ、オレンジ色の年金手帳は昭和 49 年 11 月から使用を開始した制度共通の年金手帳であり、請求者が昭和 44 年*月頃に国民年金加入手続を行ったと推認することはできない。

また、「国民年金被保険者新規加入受付処理簿兼年金手帳記号番号払出設定簿（報告書）」（以下「国民年金手帳記号番号払出簿」という。）によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 5 月に払い出されており、請求者の国民年金加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取

得状況から、昭和 52 年 4 月頃に行われたものと推認される。請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、20 歳到達時の昭和 44 年*月*日に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと推認される。このことは、国民年金手帳記号番号払出簿の請求者欄に、請求者の加入手続が遅延したことを示す「適用漏れ」と記載されていることとも符合し、請求者は請求期間において国民年金に未加入であったものと推認される。

さらに、請求者の妹は、請求期間当時、請求者とは別の住所地であったものの、近隣であったことと、請求者の住所地と妹の住所地を担当する集金人が同一人であったことから、請求者の請求期間の保険料は、請求者に代わり専ら妹が納付していたとし、i) 当初は自宅を訪れる集金人に毎月納付し、納付方法は印紙検認方式ではなかった、ii) その後、昭和 52 年又は昭和 53 年頃に口座振替による納付に変更したと陳述している。しかし、A 市は、i) 請求期間において集金人による保険料納付周期は 3 か月単位であった、ii) 昭和 46 年度までは印紙検認方式による保険料収納であったとしており、請求者の妹の陳述と相違するほか、A 市の請求者に係る被保険者名簿には、請求者の保険料の口座振替手続が、上述の国民年金加入手続の翌月に当たる昭和 52 年 5 月 21 日に処理され、請求期間直後の昭和 52 年度の第 1 期分（昭和 52 年 4 月、5 月、6 月分）から口座振替が開始されたことが記載されており、請求者が口座振替以外の方法で保険料を納付した事情を見いだすことはできず、請求者が請求期間の保険料を納付したものと推認することはできない。

加えて、上述の請求者の国民年金加入手続時期（昭和 52 年 4 月頃）を基準とすると、請求期間のうち昭和 50 年 1 月から昭和 51 年 3 月までの保険料は過年度保険料として、昭和 51 年 4 月から昭和 52 年 3 月までの保険料は現年度保険料として納付することが可能であったが、請求者の妹は遡って保険料を納付した記憶はないとしているほか、A 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500835 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600008 号

第 1 結論

昭和 62 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除された期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 32 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 62 年 4 月から昭和 63 年 3 月まで

私の年金記録では、請求期間の保険料は未納となっているが、請求期間当時、私は親の介護のために定職につけず、アルバイトと無職を繰り返しており、しっかり申請免除手続をとったはずである。

以前にも日本年金機構から私の年金記録についての確認通知が届き、請求期間は未納ではなく、申請免除期間であると回答したが、何の返事もなかった。

今般、初めて回答があり、やはり未納とのことであるが、申請免除手続をしたのは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 6 月に A 市 B 区で払い出されており、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金加入手続は昭和 56 年 4 月頃に行われたものと推認される。請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続はこの頃に行われ、請求者が厚生年金被保険者資格を喪失した昭和 56 年 4 月 21 日を資格取得日とする事務処理が行われたものと推認される。以後、請求者は国民年金被保険者である上、i) オンライン記録によると、請求期間直前の昭和 58 年 7 月から昭和 62 年 3 月の間は引き続き申請免除が承認されていること、ii) 請求者は当時、アルバイトと無職を繰り返していたとしていることから、請求者は請求期間において申請免除に該当する経済状況であったものと推察される。

また、請求者は、請求期間を除き保険料の未納はなく、請求期間の直前の期間は複数年に亘り途切れなく申請免除期間とされていること、及び請求期間後はは

とんどの年度で保険料の前納を行っていることが確認できることから、請求者は国民年金に対する関心及び保険料納付意識が高かったものとみられる。

さらに、請求期間（昭和 62 年度）における申請免除期間の始期は、昭和 61 年 4 月 1 日施行の改正国民年金法の規定とは別に、「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」（昭和 61 年政令第 54 号）により、平成元年 4 月 30 日までの経過措置として月前における直近の基準月（1 月、4 月、7 月及び 10 月）とされていた。このため、請求者が昭和 62 年 7 月までに住所地の市町村に免除申請を行えば、請求期間の全てについて申請免除の承認を受けることが可能であった。

しかしながら、戸籍の附票によると、請求者は、昭和 62 年 5 月 13 日に A 市から C 市に転居したことが確認でき、請求期間の全てについて申請免除の承認を受けるには、A 市又は C 市で免除申請を行う必要があったところ、請求者は、通知等が届けば、必ず免除申請をしていたとしているものの、請求期間の免除申請を A 市、C 市のいずれで行ったかの記憶は明確でなく、当時の状況の詳細は不明である。

また、上述のとおり請求者は、請求期間のうち昭和 62 年 5 月 12 日までは A 市に居住していたことが確認できる。A 市では、昭和 62 年度においては、前年度免除者に対し、4 月に免除申請書付きの勸奨状を送付し、申請のないものについては、7 月に 4 月から 9 月分の保険料の納付書を送付していたとしているところ、A 市の請求者に係る被保険者名簿の請求期間（昭和 62 年度）欄には、「市外転出」、「納付書発行停止」と記録されていることから、請求者は A 市において免除申請をしないまま、C 市に転居したものと推認される。

さらに、請求者は、請求期間のうち昭和 62 年 5 月 13 日以降は C 市に居住していたことが確認できる。C 市の請求者に係る被保険者名簿で請求者の C 市での国民年金加入手続時期の確認はできないものの、同名簿の請求期間（昭和 62 年度）欄はオンライン記録と同様に保険料未納となっているほか、同市の国保年金システムにおいても、請求者が請求期間に係る免除申請をした形跡は確認できず、請求者が C 市において請求期間の免除申請を行った事情を見いだすことができない。

加えて、請求者が請求期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料もなく免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500782号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600035号

第1 結論

請求期間について、請求者のA組合における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年4月1日から平成14年1月1日まで

B社に勤務した期間のうち、A組合にて厚生年金保険に加入していた期
間について、厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、実際の給与
額よりも低い記録となっている。請求期間の一部の期間について、給料支
払明細書等があったので、確認して実際の給与額に見合う額に訂正し、年
金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間のうちの一部期間に係る給料支払明細書及
び給与等支給明細書(昭和59年4月分から同年8月分まで、平成7年1月分、
同年6月分及び同年7月分、同年9月分から同年12月分、平成8年2月分及
び同年3月分、同年5月分から平成9年2月分、同年4月分、同年6月分
から平成10年1月分、同年3月分から同年10月分、同年12月分から平成12
年9月分、同年11月分及び同年12月分、平成13年1月分から同年11月分
まで)(以下、「給与等支給明細書」という。)により、請求者は、当該給与等
支給明細書に係る月において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報
酬月額を支給され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致する又
は下回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが上述
の給与等支給明細書から確認又は推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律
(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、
これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除し
ていたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見
合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれ

か低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、上述の給与等支給明細書に係る月については、厚生年金特例法による給付の対象に当たらないため、記録の訂正を認めることはできない。

また、請求者から提出された請求期間の一部に係る『平成6年分給与所得の源泉徴収票』、『平成7年分、平成8年分及び12年分年末調整明細票』及び『平成10年度及び平成11年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書』（以下「源泉徴収票等資料」という。）に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料とおおむね一致している。

さらに、A組合は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所が加入していたC健康保険組合も解散しており、B社（A組合に加入し、請求者が勤務していた事業所）の現在の事業主も、請求期間に係る資料の保存はない旨の回答をしていることから、上述の源泉徴収票等資料から確認できる期間を除いては、請求者の給与額及び保険料控除額について確認することができない。

加えて、請求者のA組合に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500831 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600036 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所 (昭和 60 年 7 月より B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 5 月 1 日から昭和 54 年 2 月 1 日まで
A 事業所に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 事業所の事業主、同僚及び請求者が一緒に写っている昭和 53 年頃の旅行の際に撮った写真を提出し、請求期間に同事業所に勤務していたとして年金記録の訂正請求をしているところ、雇用保険の記録により、請求期間のうち昭和 53 年 6 月 21 日から昭和 54 年 1 月 20 日まで同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、健康保険・厚生年金保険適用事業所整理記号別名簿によると、A 事業所は、昭和 54 年 6 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同事業所が請求期間に適用事業所であった記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本によれば、A 事業所の後継会社である B 社は、既に閉鎖している上、事業主は、請求者が勤務していたことは記憶しているものの、請求期間の資料の保管はない旨陳述している。

さらに、上述の写真に写っている同僚の 3 人のうち 2 人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 6 月 18 日と同日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚 2 人のうち 1 人は、請求期間に給与から保険料の控除がなかった旨の陳述をしている。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500813号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600040号

第1 結論

昭和27年3月1日から昭和28年12月31日までの請求期間について、請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和31年11月1日から昭和32年4月18日までの請求期間について、請求者のD社本店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①昭和27年3月1日から昭和28年12月31日まで
②昭和31年11月1日から昭和32年4月18日まで

請求期間①について、E県F町にあるG地域での業務のH業務員として、A社に勤務した。請求期間②について、I地域での業務で、H業務員として、D社(J社)に勤務した。厚生年金保険の被保険者記録がないので記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された当該期間のうちの一部の期間に係る労務賃金明細及び請求者が記憶する勤務場所や仕事内容が具体的であることから、期間の特定はできないものの、請求者は、A社のG地域での業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、C社は、同社の従業員名簿に請求者の名前が確認できないため、請求者の勤務形態及び請求者に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、請求者から提出された請求期間のうちの一部の期間に係る労務賃金明細によれば、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、C社は、当時、G地域での業務の管轄はA社B支店であったと回答しているところ、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、請求者の氏名の記載はなく、整理番号に欠番も見当たらない上、請求者が、請求期間当時、一緒に勤務したとする同僚の記録を確認することができない。

請求期間②について、請求者から提出された写真及び請求者の陳述から、期間の特定はできないものの、請求者は、D社のI地域での業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、D社は、請求者の在籍記録がないため、請求者の勤務形態及び請求者に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答しているほか、同社本社、同社K支店及び同社L支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に請求者の氏名の記載はない上、請求者が名前を挙げ、写真と一緒に写っている同僚についても、当該名簿に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できない。

また、請求者はD社の下請会社のJ社から給与を支給されていたと主張しているところ、請求者が事業所所在地として記憶するM県内で、請求期間において、「J社（Nシャ）」という名称が含まれた厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、請求者から提出された当該期間のうちの一部の期間に係る給料袋に記載された給与明細によれば、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。